

大和市剣道連盟級審査規程

第1条 大和市剣道連盟連規約第19条の規定による級位付与基準を次のとおり定める。

第2条 級位の審査は6級から1級までとする。

第3条 審査は通常半年を基準として実施するほか、必要に応じ定期以外でも実施出来るものとする

第4条 審査は会長より委託された審査委員長および審査員により行う。

第5条 審査は審査員5名をもって構成し、3名以上の同意をもって合格とする。

第6条 審査員は剣道六段受有者以上の者の中から会長が委託する。

第7条 級位の受審資格は大和市剣道連盟の登録会員とする。

(審査方法等)

第8条 6級から1級までの審査は本級審査規程第9条に定める実技について行う。
 なお互格稽古は相手をかえて2回行う。

- ① 3級から1級、実技審査合格者は『木刀による剣道基本技稽古法』を行う。
- ② 1級合格者は前条の規定に加えて『日本剣道形』を行い、審査員の3名以上の同意をもって、合格とする。
- ③ 日本剣道形審査が不合格の場合、1年以内の実技審査は免除とし、剣道形のみ再受審する事ができる。

(ただし、前期審査で形不合格し、後期審査でも不合格、或は形の再受審が出来なかった場合は無効となり、実技審査から受審となる。)

第9条 級位は次の基準とする。

級位	実施種目	着装	合格基準
6 級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 面打ち、小手一面打ちができる 互格稽古がおおむねできる 小学1年生まで
5 級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 面打ち、小手一面打ちができる 互格稽古がおおむねできる 小学2年生
4 級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古	剣道具 一式	防具の装着が正しくできる 切り返しができる 面打ち、小手一面打ちができる 互格稽古がおおむねできる 小学3年生

3級	切り返し 正面打ち 小手一面打ち 互格稽古 木刀による基本技 1～4	剣道具一式	切り返しが大きな動作でできる 二段技がおおむねできる 互格稽古ができる 木刀による基本技がおおむねできる 小学4年生
2級	互格稽古 木刀による基本技 1～6	剣道具一式	互格稽古ができる 木刀による基本技がおおむねできる 小学5年生
1級	互格稽古 木刀による基本技 1～9 日本剣道形 『1本、2本、3本』	剣道具一式	互格稽古ができる 木刀による基本技がおおむねできる 日本剣道形ができる 小学6年生

※中学生以上の無級者は、・切り返し、・面打ち、・小手→面打ち、を実施する。

第10条 審査料については、別に定める。

申し合わせ事項

- ・小学6年生以下は標準級を設ける。判定には標準級の「±1」を設ける
- ・標準級は中学生が2級、高校・大学・一般は1級を目安とする。
- ・飛び級について

受験級を超える級の認定をする場合は、その都度検討し、審査員の満場一致を以て決定する。